

令和4年度 引き上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分）が
 充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、地方消費税交付金増収分については、その
 用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度与那国町一般会計当初予算における引き上げ分の消費税交付金（社会保障財源化
 分）は下記のとおりとなります。

記

（歳入）

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 20,579 千円

（歳出）

・ 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費 320,955 千円

（単位：千円）

分類	款	項	目	経費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国庫	地方債	その他	引き上げ分 の地方消費 税（社会保 障財源化分 の市町村交 付金）	その他
社会 福祉 費	民生 福祉費	社会 福祉費	社会福祉総務費	189,348	49,410	0	2,400	12,142	125,396
			老人福祉費	8,951	98	0	525	576	7,752
	児童 福祉費	児童 福祉費	児童福祉総務費	4,118	3,080	0	0	268	770
			児童措置費	23,500	18,000	0	0	1,502	3,998
			保育園費	95,038	13,859	0	8,700	6,091	66,388
	生活 保護費	生活 保護費	生活保護総務費	10	0	0	0	0	10
合計				320,965	84,447	0	11,625	20,579	204,314